

生田緑地植生管理計画

策定 平成26（2014）年 8月

改定 平成29（2017）年 3月

川 崎 市

1 背景・目的

生田緑地では、表1に示すとおり、平成19年度の生田緑地植生管理協議会（以下、「協議会」という）において、生田緑地植生管理計画の策定を行い、その後も計画区域の拡大と見直し等を行いながら運用してきた。その後、平成25年度に生田緑地マネジメント会議が発足し、協議会の機能が生田緑地マネジメント会議自然環境保全管理会議（以下、「自然会議」という）に移行したことから、これまで協議会が策定・運用してきた生田緑地植生管理計画についても今後の取り扱いを検討する必要がある。

そこで、協議会が長期に渡って策定・運用を続けてきた生田緑地植生管理計画を行政が責任をもって継承し、自然会議との協働により適切な植生管理を実行していくことを目的として、「生田緑地植生管理計画」を行政計画として位置付けることとした。

表1 生田緑地の植生管理に関する変遷

年	主な動き	備考
1997 (H9)	・植生管理計画という概念の提案	生田緑地の植生管理を行政と市民が連携して計画的に実施するために、植生管理計画という概念が、青少年科学館の講演において生田緑地に提案
1998 (H10)	・緑地の保全と利用の課題について整理	生田緑地雑木林勉強会(第1期)*を中心に植生管理計画について検討開始。既存資料による調査・分析及び現地調査に基づき、緑地の保全と利用の課題を整理
1999 (H11)	・樹林地管理(保全・更新等)の基本的な考え方の提出	方形区調査(コドラード調査)、土地利用及び施設状況を踏まえた立地区分動植物注目種、貴重種分布調査(かわさき自然調査団より資料提供の協力)による立地評価等の基礎的調査に基づく既存樹林構造の特性把握及び保全活用のゾーニングと方針検討により、樹林地管理(保全・更新等)の基本的な考え方を提出
2000 (H12)	・「生田緑地植生管理計画」の立案	過去2年間の基礎調査、植生管理の基本的な考え方に基づき、管理計画を立案。今後の生田緑地の自然的環境を保全し活用を図る上で目標植生タイプの検討及びゾーニング、管理体制の仕組みや方法等の課題について検討・整理
2001 (H13)	・「生田緑地植生管理計画」の策定	生田緑地雑木林勉強会(第1期)*の成果を踏まえて川崎市北部公園事務所が策定
2002 (H14)	・「生田緑地植生管理協議会」の設立	「生田緑地植生管理計画」の方針に沿った植生の保全・育成を円滑に進め、生田緑地内で活動するボランティア団体相互の活動調整を行うために設立
2006 (H18)	・「市民部会システム」の導入 ・「生田緑地植生管理計画」の再検討	平成18年度第1回植生管理協議会において、メンバー以外の市民を交えた植生管理計画の見直しを実施することを可決 市民活動として生田緑地の植生管理を適切に進めていくためのシステムの構築と活動する市民を育てることを目的として市民部会システム導入 プレ市民部会「生田緑地植生管理計画の再検討」:以前の目標植生図を基に緑地内を調査し、この植生図では管理活動が行えないことを確認。 第1回市民部会「目標の林を描いてみよう」:目標植生を考えるためには合意形成が必要となることを確認
2007 (H19)	・生田緑地植生管理計画ゾーニング図の策定 ・生田緑地植生管理計画(総括図)の策定	生田緑地植生管理計画ゾーニング図および生田緑地植生管理計画(総括図)は、第1～4回市民部会「中央南地区の課題を整理、植生管理を考える(1)、(2)／中央北(枳形山周辺地区)地区の課題を整理、植生管理を考える／ホテルの里地区周辺の課題を整理、植生管理を考える」において生田緑地を歩きながら意見交換を行い、第5回市民部会「ゾーニングを考える」において作成し、生田緑地植生管理

年	主な動き	備考
		協議会第5回運営会議において決定
2008 (H20)	・植生管理計画の策定 (萌芽更新地区・ピクニック広場上側斜面)	・平成19年度・第11回市民部会「萌芽更新地区の目標植生を考える」 ・平成20年度・第6回市民部会「ピクニック広場上側斜面の植生管理をやってみて考える」
2009 (H21)	・植生管理計画の策定 (尾根園路((市)前～枳形山～飯室山)、飯室山～長者穴古墳地区、つつじ山地区、菖蒲池南谷戸、遷移の進んだ地区)	・平成20年度・第11回市民部会「尾根園路((市)前～枳形山～飯室山)の植生管理を考える」 ・平成21年度市民部会・第1回「飯室山～長者穴古墳地区の植生管理を考える」、「つつじ山の植生管理を考える」、第2回「植生管理のモニタリング(菖蒲池南斜面、七草峠斜面、ピクニック広場東側斜面)」第3回「植生管理のモニタリング萌芽更新地区」、第5回「つつじ山地区の植生管理を考える」、第6回市民部会《植生管理のモニタリング》、第7回「微地形に合わせた植生管理を考える(菖蒲池南谷戸)」、第8回「遷移の進んだ地区の植生管理を考える」
2010 (H22)	・植生管理計画の策定 (飯室山～長者穴古墳地区、アジサイ山地区、城山下谷戸合流地区)	・平成22年度市民部会・第6回「飯室山～長者穴古墳地区の植生管理を考える」、第8回「アジサイ山地区の植生管理を考える」、第9回「城山下谷戸合流地区の植生管理を考える」
2011 (H23)	・「生田緑地ビジョン」の策定 ・植生管理計画の策定 (中央広場南側地区、城山下谷合流地区、城山下谷合流地区)	・平成23年度市民部会・第6回「飯室山～長者穴古墳地区の植生管理を考える」、第8回「中央広場南側地区の植生管理を考える」、第9回「城山下谷合流地区の植生管理を考える」
2012 (H24)	・植生管理計画の策定 (野鳥の森、つつじ山地区)	・市民部会・里山倶楽部B「野鳥の森の植生管理を考える」、「つつじ山地区周辺の植生管理計画についての意見交換」
2013 (H25)	・生田緑地マネジメント会議発足 ・植生管理協議会から自然環境保全管理会議に移行 ・「生田緑地の自然の保全・利用方針」策定	
2014 (H26)	・「生田緑地植生管理計画」策定	
2017 (H29)	・生田緑地植生管理計画の改定	・西口園路範囲(C04 西口園路広場地区、A28 西口園路周辺地区、A29 西口園路湿地地区)の追加

※生田緑地雑木林勉強会(第1期): 主催・倉本宣先生、運営事務局・かわさき自然調査団事務局(幸香代子、岩田芳美)で行っていた1997年6月～2001年3月

2 植生管理計画の概要

2-1 植生管理計画とは

植生管理計画は、平成9年に植生管理計画の概念が導入され、生田緑地雑木林勉強会（第1期）等によって普及が図られてきた。その後、「生田緑地植生管理計画」として、市民協働により、協議会において策定され、計画区域の拡大と見直し等を行いながら運用されてきたものである。

本計画の内容は、平成25年に策定された「生田緑地の自然の保全・利用方針」を踏まえて、植生を含む生態系の保全・育成を行うための具体的な管理計画として、協議会時の内容を継承するものとする。

2-2 植生管理計画の構成

(1) 植生管理計画の区分

生田緑地では、生田緑地全域に対し、大区分から順に「エリア」、「ゾーン」、「ブロック」（協議会時の計画においてA05などの「地区」として定められていた区域を「ブロック」とよぶ）、「細分地区」（ブロックをさらに細分した地区を「細分地区」とよぶ）の4段階に区分する。

このうち、計画の担保性及び普遍性が求められる「エリア」から「ブロック」については行政計画に位置付けるものとし、「エリア」は「生田緑地の自然の保全・利用方針」に、「ゾーン」と「ブロック」については、「生田緑地植生管理計画」に定めるものとする。また、現況に応じて柔軟かつ迅速な対応が求められる「細分地区」については、自然会議の運用する「植生管理実施プログラム」に定めるものとする（図1）。

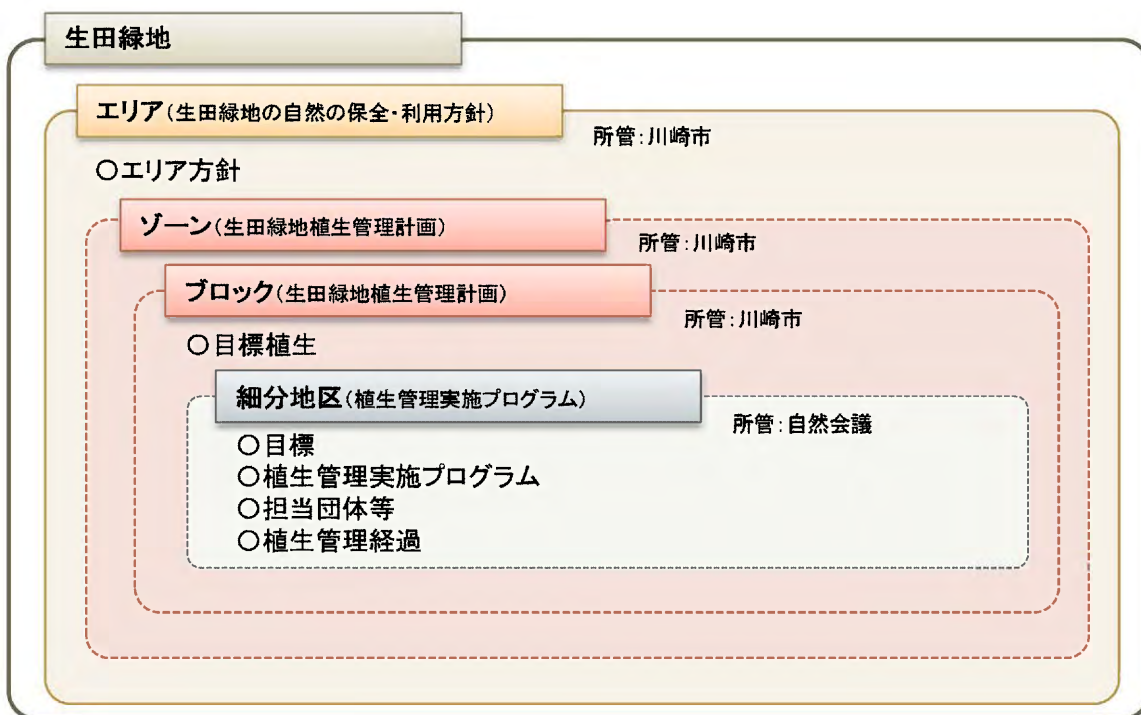


図1 植生管理計画の区分

(2) 用語の定義

①ゾーン

保護、保全、利用の3つの視点による植生管理の区分

②ブロック

ゾーン内に目標植生を定めた区分

③細分地区

ブロック内に目標、植生管理実施プログラム、担当団体等、植生管理経過を定めた自然会議が所管する細区分

④目標植生

植生を含む生態系の保全・育成を行うための具体的な目標

※本来は、ブロックごと目標植生に保全・保護すべき生物名を明記し、管理を行うべきであるが、公表した場合、乱獲等の恐れがあるため、生物名は植生管理実施プログラムに記載する

⑤目標

指標種や樹林の階層構造等について具体化させた、目標植生を達成するための目じるし

⑥植生管理実施プログラム

目標を達成するために行う植生管理のプログラム

⑦担当団体等

各細分地区の植生管理に携わる団体名

⑧植生管理経過

各地区において今までに実施された植生管理の経過

3 植生管理区分と目標植生

3-1 ゾーン区分

図2に示すとおり、生田緑地内に保護の視点を重視するゾーンとして「生物保護区」、保全の視点を重視するゾーンとして「水辺等再生・保全区」、「雑木林保全区」、「ハンノキ林保全区」の3区、利用の視点を重視するゾーンとして「里山広場的利用区」、「園地的利用区」、「竹林利用区」の3区の合計7区を設定した。

図上で白地になっているところは、調整中または未調整のゾーンであり、今後、ゾーンの設定を検討していく範囲である。

3-2 ブロック区分

図3に示すとおり、各ゾーンに対して、雑木林保全区で21箇所、ハンノキ林保全区で1箇所、竹林利用区で1箇所、里山広場的利用区で1箇所、水辺等再生・保全区で10箇所、生物保護区で1箇所、園地利用区で3箇所の合計40箇所のブロックを設定し、各ブロックに対して目標植生を定めた。

(1) 雑木林保全区

○ 野鳥の森地区 (A01)

〔目標植生〕

〔樹林〕

- ・大きな落葉広葉樹の高木と疎らな低木や亜高木によってできる大きくて変化に富む空間
- ・野鳥たちにとって快適で居心地の良いものとなり、暑い夏も、寒い冬も、楽しく探鳥できるような雑木林

〔林床〕

- ・適切な下草刈りによって、県内でも稀少な植物、生田緑地を特徴づける植物などが保全されている林床

〔水辺〕

- ・昔から命を引き継いできた生物の棲息環境が保全されている水辺

○ 中央広場西側地区 (A02)

〔目標植生〕

- ・生田緑地を代表する野鳥が安心して営巣できる雑木林

○ 七草峠地区 (A04)

〔目標植生〕

- ・中央幹線園路に面する崖面であり、早春から晩秋まで、在来の里山の草花を楽しめるように管理された草地

○ ピクニック広場地区（A05）

〔目標植生〕

〔樹林〕

- ・周囲にはアズマネザサの深い茂みを残し、哺乳類や地上性の野鳥の生息場所になる雑木林

〔草地〕

- ・県内でも稀少となった植物をはじめ、チョウの吸蜜源となる多様な草花が咲く草地

○ 萌芽更新地区（A06）

〔目標植生〕

〔樹林〕

- ・伝統的里山管理手法としての萌芽更新を繰り返し、里山管理の観察学習にも利用できるようなクヌギ・コナラ林

〔林床〕

- ・春から秋にかけて多摩丘陵の在来の草花を園路から楽しめるように適度に管理された林床

○ 芝生広場地区（A09）

〔目標植生〕

- ・高木層と草本層のみの構成とし、林床は広場的に利用される草地
- ・魅力的な里山の植物の生育に配慮した管理がなされている草地広場

○ 枅形山広場地区（A11）

〔目標植生〕

- ・桜の花見を楽しみ、里山の自然にも触れられる広場

○ 枅形山下広場地区（A12）

〔目標植生〕

- ・南方向の眺望を楽しめる、明るく、清潔に管理された雑木林

○ 東口北側地区（A13）

〔目標植生〕

〔樹林〕

- ・典型的な明るい雑木林

〔林床〕

- ・生田緑地の自然の指標となる希少な植物が生育している林床

○ 飯室山南地区（A14）

〔目標植生〕

- ・落葉広葉樹を主体とする雑木林
- ・皆伐更新地区をコナラ林に育成し、この経験を踏まえて、雑木林の更新を計画・推進する地区

○ 飯室山北地区（A15）

〔目標植生〕

- ・生田緑地の中でも特異な植生などが見られる地区であるため、現況植生を保全しながら、来園者が気持ちよく感じることのできる園路

- おし沼峠地区（A16）
 - 〔目標植生〕
 - ・ コナラ、クヌギを主にする雑木林
- 見晴台周辺地区（A17）
 - 〔目標植生〕
 - ・ 自然探勝路に面した幅刈りにより防火対策と、眺望を確保して気持ちよく歩ける地区
 - ・ 生田緑地の中でも生育地が限られている植物については保護する地区
- ピクニック広場下の凹地区（A18）
 - 〔目標植生〕
 - ・ 園路沿いのアズマネザサなどは定期的に刈り取って、里山歩きを楽しくしてくれるような草本の生育する地区
- 菖蒲池北側地区（A21）
 - 〔目標植生〕
 - ・ 中央園路沿いの崖面については、シダ植物および秋は野菊に出会える場所
- 中央園路南側斜面地区（A22）
 - 〔目標植生〕
 - ・ 野鳥の棲息地として、アズマネザサの繁茂する雑木林
- 中央広場南地区（A23）
 - 〔目標植生〕
 - ・ 生物の生息環境の中に広場があるため、生田緑地として重要な植生や生物の保護を図りながら、自然の中で過ごす気持ちよさを味わってもらえるような雑木林
- ホタルの里東斜面地区（A24）
 - 〔目標植生〕
 - 〔樹林〕
 - ・ 希少な草本の生育する雑木林
 - 〔林床〕
 - ・ 適度な間伐を加えた明るい林床
- 枳形山北地区（A25）
 - 〔目標植生〕
 - ・ アズマネザサの茂みを残しながら、自然探勝路沿いの林床で里山の草花などを楽しめるような雑木林
- 中央広場北側地区（A26）
 - 〔目標植生〕
 - ・ ヤマツツジなどが咲く、明るい雑木林
- おし沼地区（A27）
 - 〔目標植生〕
 - ・ 子供たちが思いっきり遊べる雑木林

○ 西口園路周辺地区（A28）

〔目標植生〕

〔周辺施設との緩衝緑地帯〕

- ・藪を利用する生物の生息空間の確保
- ・樹林地は哺乳類のコリドーとして維持

（2）ハンノキ林保全区

○ ハンノキ林地区（A07）

〔目標植生〕

〔樹林〕

- ・ハンノキが優占し、ハンノキ林固有の生物が生息している林

〔水辺〕

- ・水辺の甲虫類など、生田緑地の自然の指標となる生物が生息し続けられる水辺、湿地

（3）竹林利用区

○ 竹林地区（A08）

〔目標植生〕

〔樹林〕

- ・竹林を適度に残した雑木林

〔水辺〕

- ・在来の水辺の生物が生息し続けられるように管理された水流

（4）里山広場的利用区

○ つつじ山地区（A03）

〔目標植生〕

- ・生田緑地で最も標高の高い場所であることを生かし、遠くから旅をしてくる野鳥たちの道標となる高くて、こんもりとした樹林
- ・疎らな高木と、管理された低木がある広場的に利用できる草地の両方のバランスのとれた丘

(5) 水辺等再生保全区

○ 中央広場南地区 (A23)

〔目標植生〕

- ・生物の生息環境の中に広場があるため、生田緑地として重要な植生や生物の保護を図りながら、自然の中で過ごす気持ちよさを味わってもらえるような雑木林

○ 青少年科学館裏谷戸地区 (B02)

〔目標植生〕

- ・生田緑地を特徴づける貴重な生物が生き続けられる水辺や湿地

○ 旧岡本谷戸地区 (B03)

〔目標植生〕

- ・生田緑地を特徴づける貴重な生物が生き続けられる水辺や湿地

○ 奥の池地区 (B04)

〔目標植生〕

- ・ホトケドジョウやギバチが生息できるような清らかな水域

○ 湿地再生地区 (B05)

〔目標植生〕

- ・稀少植物などが保護されている谷戸の奥の棚田状の水辺・湿地

○ 上の田圃地区 (B06)

〔目標植生〕

- ・在来の生物の繁殖・棲息地となる田圃や湿地

○ 下の田圃地区 (B07)

〔目標植生〕

- ・在来の生物の繁殖・棲息地となる田圃や湿地

○ ヨシ原地区 (B08)

〔目標植生〕

- ・ヨシなどの草本が繁茂する高茎湿地

○ 城山下谷戸湿地再生地区 (B09)

〔目標植生〕

- ・昔のようにゲンジボタルが生息できるような水辺

○ 城山下谷戸1地区 (B10)

〔目標植生〕

- ・湿性草地

○ 西口園路湿地地区 (A29)

〔目標植生〕

〔止水域のヨシ群落〕

- ・トンボ類、ゲンゴロウ類などの幼虫が水中ですごす種が産卵場所として利用できる湿地

(6) 生物保護区

○ 城山下谷戸2地区 (B11)

〔目標植生〕

- ・鬱蒼とした樹林と湿地

(7) 園地利用区

○ 梅園地区 (C01)

〔目標植生〕

- ・健全に育成管理された梅林

○ 梅畑地区 (C02)

〔目標植生〕

- ・健全に育成管理された梅畑

○ 苗木畑地区 (C03)

〔目標植生〕

- ・雑木林更新のためのクヌギ、コナラの苗木畑

○ 西口園路広場地区 (C04)

〔目標植生〕

- ・適度に刈られた草丈の短い草地

4 今後の目標と取組

生田緑地植生管理計画は、表2に示す通り、「植生管理計画を生田緑地全域に広げる」「誰もが共有できる分かりやすい植生管理計画づくりの手法を確立する」「植生管理計画を未来に引き継ぐための方法を確立する」「順応的管理を実施する」の4つの目標を軸に、第1～3ステージの3段階に分けて取り組んでいく。なお、本計画に関する取組は、川崎市総合計画及び緑の基本計画との整合を図りながら進めるものとする。

4-1 第1ステージ

(1) 既存の植生管理計画を行政計画へ位置づけ

生田緑地の植生を含む生態系の適切な保全・育成を行っていくために、まずは、今までの植生管理の変遷をふまえ、生田緑地植生管理協議会において策定・運用されてきた既往の植生管理計画を、自然会議との協議・調整を行った上で、行政計画「生田緑地植生管理計画」に位置付けていく。

(2) 西口園路地区の計画策定と調査・策定手順の確立

平成25年度に整備を行った西口園路地区を対象に、平成26年度に自然会議で現況調査の方法を検討した上で、行政、指定管理者主体で調査を実施していく。調査の結果が出た時点で、自然会議と情報共有、調整しながら、今後の維持管理やモニタリング方法を含めた植生管理計画案を作成し、「生田緑地植生管理計画」への位置づけを行っていく。

(3) 「誰もが共有できる計画づくり手法」の作成

西口園路地区における植生管理計画の策定手法をモデルケースとして、①調査方法（植生・生態調査、利用状況調査など）、②資料構成（項目、情報の見せ方など）、③モニタリング手法等についての検討を進めていき、生田緑地の独自の「誰もが共有できる計画づくり手法」を作成していく。

4-2 第2ステージ

(1) 市民団体が活動しているエリアの計画策定

植生管理計画が策定されていないエリアのうち、市民団体が活動しているエリアの計画を策定していくために、各団体に対してヒアリング調査や、資料調査を実施することで管理方法の把握を行う。その後、現地におけるワークショップ等を通じて、市民団体、自然会議と連携しながら計画案を作成していき、「生田緑地植生管理計画」への位置付けを行っていく。

(2) 行政が近年整備した地区の計画策定

西口園路地区をモデルとして作成した「誰もが共有できる計画づくり手法」を用いて、杵形山前園路地区、初山広場地区、初山周遊散策路地区、湿性植物観賞池地区（各地区名は仮称）など、行政が近年整備した地区における調査を進めていき、自然会議にて協議・調整を行った上で、順次「生田緑地植生管理計画」への位置付けを行っていく。

(3) ゴルフ場地区の植生管理計画の策定

平成21年3月に川崎市公園緑地協会ゴルフ事業部で策定された「川崎国際生田緑地ゴルフ場景観再生計画」を生田緑地植生管理計画と整合が取れる形で整理し、川崎国際生田緑地ゴルフ場管理者（みどりの企画管理課、ゴルフ場指定管理者）と調整した上で、移行案を作成する。その後、自然会議にて協議・調整を行った上で、「生田緑地植生管理計画」への位置付けを行っていく。

（４）各ゾーンの定義や管理方針の策定

現在は、各ゾーンの定義や大きな管理の方向性が示されていないため、ゾーンごとの定義を定めた上で、「保護」を優先するゾーンでは人の立ち入りを制限するなど、管理方針を検討していく。また、各ゾーンの定義を考える際には、各ブロックとの関係性が分かりやすいように検討を行う。検討した内容については、自然会議との協議・調整が整った段階で、「生田緑地植生管理計画」への位置付けを行っていく。

（５）「計画を未来に引き継ぐための方法」の作成

環境変動や植生遷移等によって植生管理の方法を変える必要が生じた場合に、情報の更新をどのように行うか、策定した計画内容を植生管理に携わる各主体がどのように情報を共有し、引き継いでいくかといった点について検討を進めていく。

（６）生田緑地のモニタリング手法の作成

「やって、みて、考える」ことをキーワードとした順応的管理を実施するために、生田緑地におけるモニタリング手法を作成していく。

４－３ 第３ステージ

（１）生田緑地全体に植生管理計画を策定

多摩区東生田２丁目や、宮前区初山１丁目等の供用開始していない地域における植生管理について、地元自治会の意見・要望も踏まえながら、計画案を作成していく。また、都市計画決定区域の未買収地においては、既往の方針との整合を図りながら、植生管理計画案を作成し、自然会議との協議・調整を経て、「生田緑地植生管理計画」への位置付けを行っていく。

また、その他の既存計画の無い地区についても、自然会議と連携しながら、既存のゾーンやブロック区分への編入、新たな地区の設定等により植生管理計画の策定を順次進めていき、最終的には、植生管理計画を生田緑地全体に広げていく。

（２）「誰もが共有できる計画」の確立

既存のブロックの目標植生は、野鳥の森地区（A01）では、「樹林」「林床」「水流」に区分して具体的な目標植生を示しているのに対し、おし沼峠地区（A16）の目標植生は、「コナラ、クヌギを主にする雑木林」となっており、ブロックによって記載内容の具体性に差が生じている。これは、協議会において各ブロックの植生管理計画を順々に検討・制定していったため、検討時の状況によって表現方法が異なっていることが一因であると考えられる。そこで、「誰もが共有できる計画づくり手法」を基に、表現方法等を再度検討していく。

（３）「計画を未来に引き継ぐための方法」の確立

情報の更新方法、情報を共有する方法、植生管理に携わる各主体の情報の引継方法を実践していく、「計画を未来に引き継ぐための方法」を確立させる。

（４）順応的管理の実施

植生管理の実施段階で、計画や情報の不足が明らかになった場合には、再度、調査等を行い、計画の再検討を行う。管理作業の終了後は、植生管理計画の中にモニタリングを位置づけていくことにより、植生管理を行った結果、期待した効果が得られているかどうかについて考察し、今後の維持管理につなげる順応的な管理を実施していく。

附 則

(施行期日)

この計画は、平成 2 6 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この計画は、平成 2 9 年 3 月 2 7 日から施行する。

植生管理計画一覧表（平成29年3月27日現在）

ゾーン名称	ブロック名称	記号	目標植生
雑木林 保全区	野鳥の森地区	A01	[樹林] - 大きな落葉広葉樹の高木と疎らな低木や亜高木によってできる大きくて変化に富む空間 - 野鳥たちにとって快適で居心地の良いものとなり、暑い夏も、寒い冬も、楽しく探鳥できるような雑木林 [林床] - 適切な下草刈りによって、県内でも稀少な植物、生田緑地を特徴づける植物などが保全されている林床 [水辺] - 昔から命を引き継いできた生物の棲息環境が保全されている水辺
	中央広場西側地区	A02	生田緑地を代表する野鳥が安心して営巣できる雑木林
	七草峠地区	A04	中央幹線園路に面する崖面であり、早春から晩秋まで、在来の里山の草花を楽しめるように管理された草地
	ピクニック広場地区	A05	[樹林] - 周囲にはアズマネザサの深い茂みを残し、哺乳類や地上性の野鳥の生息場所になる雑木林 [草地] - 県内でも稀少となった植物をはじめ、チョウの吸蜜源となる多様な草花が咲く草地
	萌芽更新地区	A06	[樹林] - 伝統的里山管理手法としての萌芽更新を繰り返し、里山管理の観察学習にも利用できるようなクヌギ・コナラ林 [林床] - 春から秋にかけて多摩丘陵の在来の草花を園路から楽しめるように適度に管理された林床
	芝生広場地区	A09	- 高木層と草本層のみの構成とし、林床は広場的に利用される草地 - 魅力的な里山の植物の生育に配慮した管理がなされている草地広場
	枡形山広場地区	A11	桜の花見を楽しみ、里山の自然にも触れられる広場
	枡形山下広場地区	A12	南方向の眺望を楽しめる、明るく、清潔に管理された雑木林
	東口北側地区	A13	[樹林] - 典型的な明るい雑木林 [林床] - 生田緑地の自然の指標となる稀少な植物が生育している林床
	飯室山南地区	A14	- 落葉広葉樹を主体とする雑木林 - 皆伐更新地区をコナラ林に育成し、この経験を踏まえて、雑木林の更新を計画・推進する地区
	飯室山北地区	A15	生田緑地の中でも特異な植生などが見られる地区であるため、現況植生を保全しながら、来園者が気持ちよく感じることでできる園路
	おし沼峠地区	A16	コナラ、クヌギを主にする雑木林
	見晴台周辺地区	A17	- 自然探勝路に面した幅刈りにより防火対策と、眺望を確保して気持ちよく歩ける地区 - 生田緑地の中でも生育地が限られている植物については保護する地区
	ピクニック広場下の凹地区	A18	園路沿いのアズマネザサなどは定期的に刈り取って、里

ゾーン名称	ブロック名称	記号	目標植生
			山歩きを楽しくしてくれるような草本の生育する地区
	菖蒲池北側地区	A21	・中央園路沿いの崖面については、シダ植物および秋は野菊に出会える場所
	中央園路南側斜面地区	A22	・野鳥の棲息地として、アズマネザサの繁茂する雑木林
	中央広場南地区	A23	・生物の生息環境の中に広場があるため、生田緑地として重要な植生や生物の保護を図りながら、自然の中で過ごす気持ちよさを味わってもらえるような雑木林
	ホテルの里東斜面地区	A24	〔樹林〕 ・稀少な草本の生育する雑木林 〔林床〕 ・適度な間伐を加えた明るい林床
	枳形山北地区	A25	・アズマネザサの茂みを残しながら、自然探勝路沿いの林床で里山の草花などを楽しめるような雑木林
	中央広場北側地区	A26	・ヤマツツジなどが咲く、明るい雑木林
	おし沼地区	A27	・子供たちが思いっきり遊べる雑木林
	西口園路周辺地区	A28	〔周辺施設との緩衝緑地帯〕 ・藪を利用する生物の生息空間の確保 ・樹林地は哺乳類のコリドーとして維持
ハンノキ林 保全区	ハンノキ林地区	A07	〔樹林〕 ・ハンノキが優占し、ハンノキ林固有の生物が生息している林 〔水辺〕 ・水辺の甲虫類など、生田緑地の自然の指標となる生物が生息し続けられる水辺、湿地
竹林利用区	竹林地区	A08	〔樹林〕 ・竹林を適度に残した雑木林 〔水辺〕 ・在来の水辺の生物が生息し続けられるように管理された水流
里山広場の 利用区	つつじ山地区	A03	・生田緑地で最も標高の高い場所であることを生かし、遠くから旅をしてくる野鳥たちの道標となる高く、こんもりとした樹林 ・疎らな高木と、管理された低木がある広場的に利用できる草地の両方のバランスのとれた丘
水 辺 等 再 生・保全区	中央広場南地区	A23	・生物の生息環境の中に広場があるため、生田緑地として重要な植生や生物の保護を図りながら、自然の中で過ごす気持ちよさを味わってもらえるような雑木林
	青少年科学館裏谷戸地区	B02	・生田緑地を特徴づける貴重な生物が生き続けられる水辺や湿地
	旧岡本谷戸地区	B03	・生田緑地を特徴づける貴重な生物が生き続けられる水辺や湿地
	奥の池地区	B04	・ホトケドジョウやギバチが生息できるような清らかな水域
	湿地再生地区	B05	・稀少植物などが保護されている谷戸の奥の棚田状の水辺・湿地
	上の田圃地区	B06	・在来の生物の繁殖・棲息地となる田圃や湿地
	下の田圃周辺地区	B07	・在来の生物の繁殖・棲息地となる田圃や湿地
	ヨシ原地区	B08	・ヨシなどの草本が繁茂する高茎湿地
	城山下谷戸湿地再生地区	B09	・昔のようにゲンジボタルが生息できるような水辺

ゾーン名称	ブロック名称	記号	目標植生
	城山下谷戸合流付近地区	B 10	・湿性草地
	西口園路湿地地区	A 29	[止水域のヨシ群落] ・トンボ類、ゲンゴロウ類などの幼虫が水中ですごす種が産卵場所として利用できる湿地
生物保護区	城山下谷戸地区	B 11	・鬱蒼とした樹林と湿地
園地利用区	梅園地区	C 01	・健全に育成管理された梅林
	梅畑地区	C 02	・健全に育成管理された梅畑
	苗木畑地区	C 03	・雑木林更新のためのクヌギ、コナラの苗木畑
	西口園路広場地区	C 04	・適度に刈られた草丈の短い草地

